

監査公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和3年度財政援助団体等に関する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年2月28日

秋田市監査委員	島	崎	正	実
秋田市監査委員	高	井	宏	司
秋田市監査委員	菅	原	琢	哉
秋田市監査委員	三	浦		清

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査日程および実施場所

(1) 日程

令和3年10月13日から令和4年2月28日まで

(2) 実施場所

財政援助団体の事務所等、監査委員室および監査委員事務局

3 監査の対象とした財政援助団体名および所管課名

(1) 財政援助団体名 社会福祉法人秋田けやき会

所管課名 福祉保健部長寿福祉課

(2) 財政援助団体名 社会福祉法人いずみ会

所管課名 福祉保健部長寿福祉課

4 監査の対象とした事項および範囲

令和2年度に市が補助金として財政的援助を行ったもの

なお、社会福祉法人秋田けやき会の監査において、地方自治法第199条の2の規定により高井宏司監査委員は除斥とした。

5 監査の着眼点

(1) 所管課関係

ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。

ウ 補助金が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。

エ 補助金の交付目的および補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

オ 補助金に関する条件の内容は明確か。

カ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

キ 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性および効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

ク 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。

- ケ 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。
- コ 補助金の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- サ 補助金の必要性を見直す仕組みがあるか。
- シ 補助金により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- ス 補助金の受領団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容や理由は妥当か。

(2) 財政援助団体関係

- ア 事業計画書、予算書および決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金交付申請書の提出および補助金の請求、受領は適時適切に行われているか。
- ウ 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票等の整備および記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備および保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ケ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- コ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

6 監査の結果

監査結果の概要は次のとおりである。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、財政援助団体および所管課に対して改善又は検討を要望したので、記述を省略した。

(1) 社会福祉法人秋田けやき会

ア 補助の内容

(ア) 補助金の名称

秋田市軽費老人ホーム事務費補助金

(イ) 補助金の概要

軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、事務費（徴収すべきサービスの提供に要する費用）と施設入所者の対象収入に応じて徴収する本人負担額との差額を助成するもの

(ウ) 補助金交付額等

補助金交付額	35,870,559円
補助対象事業総額	130,331,000円
（うち補助対象事務費総額	67,671,000円）

イ 補助金交付目的

施設入所者の負担軽減を図ることにより、高齢者が、低額な料金で軽費老人ホームに入所し、安心して生き生きと明るく生活できるようにする。

ウ 監査の結果

(ア) 財政援助団体関係（社会福祉法人秋田けやき会）

当該補助金は、交付目的に即した事業遂行のため執行されているものと認められた。また、補助金に係る出納その他の事務処理についてもおおむね適正に行われていた。

(イ) 所管課関係（福祉保健部長寿福祉課）

事務処理はおおむね適正に行われていた。

(2) 社会福祉法人いずみ会

ア 補助の内容

(ア) 補助金の名称

秋田市軽費老人ホーム事務費補助金

(イ) 補助金の概要

軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、事務費（徴収すべきサービスの提供に要する費用）と施設入所者の対象収入に応じて徴収する本人負担額との差額を助成するもの

(ロ) 補助金交付額等

補助金交付額	14,752,481円
補助対象事業総額	97,443,000円
（うち補助対象事務費総額	31,303,000円）

イ 補助金交付目的

施設入所者の負担軽減を図ることにより、高齢者が、低額な料金で軽費老人ホームに入所し、安心して生き生きと明るく生活できるようにする。

ウ 監査の結果

(ア) 財政援助団体関係（社会福祉法人いずみ会）

当該補助金は、交付目的に即した事業遂行のため執行されているものと認められた。また、補助金に係る出納その他の事務処理についてもおおむね適正に行われていた。

(イ) 所管課関係（福祉保健部長寿福祉課）

事務処理はおおむね適正に行われていた。